

社会福祉法人 幸真会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人幸真会（以下「本会」という）が保有するあらゆる個人情報を安全かつ適切に管理し、個人の権利と利益を守ることを目的とする。

(本会の責務)

第2条 本会は、本会が行う事業の利用者（以下「利用者」という）をはじめその家族、職員、実習生及びボランティア等多くの個人情報を保有・管理している。個人情報はその人の人格に係わるものであり、人としての尊厳を尊重する立場から法人としてこれらの情報を適切に管理し保護して行く責任がある。

個人情報の開示は本人の処遇の向上、福祉の充実等に限定し、本人の同意を得ることはもちろん、目的以外での情報の流出等により個人のプライバシーが侵されることのないよう最大限の努力をして行く必要がある。

個人情報に対する職員の意識の向上を図り、保護に対する具体的かつ効果的な対策のもと、法人としてあらゆる個人情報を安全に管理し適切に保護することにより、個人の権利と利益を守る責務がある。

第2章 個人の情報

(個人情報とは)

第3条 個人情報とは生存する個人の情報であって、特定の個人を識別できるあらゆる情報をいう。具体的には氏名、性別、生年月日、身体的特徴、映像、音声等があげられるが、福祉施設などにおいては利用者の心身の状況や置かれている環境を記した記録、保健医療サービス利用状況を記した記録等も個人情報に属する。

福祉施設における個人情報は利用者に係る情報だけでなく、利用者の家族、施設職員とその家族、ボランティア、施設に係わる会の会員などの情報も含まれる。

(本会が保有する個人情報)

第4条 本会が保有・管理している個人情報には利用者及びその家族、職員、実習生、ボランティア、施設に係わる業者等広範囲にわたる多くのものがある。

第3章 個人情報保護に対する取組

(個人情報保護規程の作成)

第5条 本会における個人情報保護規程を作成し、職員に配布すると共に周知せしめる。

(利用者に対する取組)

第 6 条 本会が提供するサービスの利用に際しては利用者本人あるいはその家族に対して本会が個人情報を責任を持って管理保護し、開示に際しては本人あるいはその家族の同意によること、開示の範囲は必要最小限とする旨を記載した同意書を提出していただく。

(個人情報の適正管理)

第 7 条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講すべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報のチェック体制)

第 8 条 施設長を中心として事務長、主任で本会が保有する個人情報が適切に管理されているか否かについて、日常的にチェックし、毎月会議において確認する。

(苦情受付窓口の設置)

第 9 条 個人情報の管理だけでなく、施設における処遇、施設運営等に対して利用者あるいはその家族、職員からの苦情あるいは相談を受け付けるための苦情受付窓口を設ける。

(苦情の解決と相談事項の処理)

第 10 条 苦情受付窓口に提出された苦情あるいは相談事項については、苦情解決責任者である施設長を中心としてその対応に当たり、相談者に回答する。なお、本会で対応できない場合は第三者委員にゆだね、適切な対応を図り、その結果を相談者に回答する。

(職員の意識の向上)

第 11 条 個人情報保護規程を活用して継続的かつ定期的な教育・訓練を行い、個人情報に対する認識を深め、それを保護することの意義について周知を図る。
派遣職員や実習生、ボランティアについてもこれに準ずる。

第 4 章 個人情報の取得

(個人情報の取得)

第 12 条 本会が利用者及びその家族、職員、実習生、本会に係わる業者、ボランティア等から個人情報を取得する場合、あらかじめ利用目的を明らかにし、本人の同意を得て行うものとする。

第5章 個人情報の開示

(本人あるいはその家族または、後見人への情報の開示)

第13条 利用者本人あるいはその家族あるいは後見人より情報の提供が求められた時は直ちに求めに応ずることができるよう、情報の整備を図る。ただし次の場合開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 本会の業務を実施する上で、著しい支障をきたす恐れがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の理由により個人情報を開示しないと決定した時は、直ちに本人にこの旨を通知する。

(手数料の徴収)

第14条 本人の求めにより個人情報を開示した場合にはそれにかかる費用を手数料として徴集することができる。ただし手数料の額は実費を勘案して合理的な額とする。

(個人情報開示の受付)

第15条 個人情報開示の受付は、次の各号にしたがって行うものとする。

- (1) 受付窓口は苦情受付担当者とする。
- (2) 開示請求のための書類は別に定める。
- (3) 個人情報の開示の請求は本人の他本人が委任した代理人（後見人など）ができる。

(第三者への個人情報の開示)

第16条 個人情報を第三者に開示するときは次の各号における留意事項を遵守しなければならない。

- (1) 同意書に基づいて福祉の向上や施設の運営の充実を図ることを目的とした研修会等において、個人情報を提示する時は個人が特定できないように氏名を番号ないし記号化し、写真などをカットして必要最小限度の情報に留めるようする。
- (2) 氏名、性別、生年月日、心身の状況、顔写真など詳細な個人情報を第三者に提供する時は、利用者本人あるいはその家族に同意を求める。その際は提供する情報を詳細に提示するものとする。
- (3) 次の場合は本人の同意を得る必要は無い。
 - ア 社会福祉法に基づき立ち入り検査などを受けた場合に、検査官に個人情報を提供する時。
 - イ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時
 - (例) 急病となった場合に、医師に対し、状況を説明する場合。
 - ウ 国の期間もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時。
 - (例) 国などが実施する承認統計調査及び届出統計調査に協力する場合
 - エ データの打ち込み、情報処理、健康診断等を他の業者に委託する場合

- オ 個人データを特定の者との間で共同で利用するとして、あらかじめ本人に通知している場合
- カ 利用目的が公表されている場合の同一事業所内の情報の提供
 - ・ 担当者間の情報交換
 - ・ 職員を対象とした研修での利用
 - ・ 経営分析を行うための情報交換
- キ 同一事業者が開設する複数の施設間の情報交換

第 6 章 雜則

(その他)

第 17 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成 18 年 9 月 25 日に制定し、直ちに施行する。